

町田市地域センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 (2 0 1 6 年) 2 月 2 5 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市地域センター条例の一部を改正する条例

町田市地域センター条例（昭和57年9月町田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表町田市忠生市民センターの項中「多目的室C」を「多目的室C（保育室）」に改め、同表町田市南町田コミュニティセンターの項の次に次のように加える。

町田市成瀬コミュニティセンター	ホール	1,800	2,800	3,500	8,100
	第1会議室	400	600	700	1,700
	第2会議室	400	600	700	1,700
	和室（保育室）	300	400	400	1,100
	音楽室	700	900	1,100	2,700
	多目的室A	700	900	1,100	2,700
	多目的室B	700	900	1,100	2,700
	多目的室C	1,100	1,400	1,700	4,200
	美術工芸室	700	900	1,100	2,700

別表第2の1の表町田市木曾森野コミュニティセンターの項中「第2会議室（保育室）」を「第2会議室」に、「和室」を「和室（保育室）」に改める。

別表第2の2の表中

「町田市木曾山崎コミュニティセンター」を「町田市成瀬コミュニティセンター」に改める。

附 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

町田市地域センター条例新旧対照表（改正後）

別表第2（第4条関係）

1 施設使用料

センターの名称	施設の名称	使用単位及び使用料（円）			
		午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後5時30分から午後10時まで）	全日（午前9時から午後10時まで）
町田市忠生市民センター	略	略	略	略	略
	<u>多目的室C</u> <u>（保育室）</u>	800	1,100	1,300	3,200
	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
町田市南町田コミュニティセンター	会議室	700	900		
町田市成瀬コミュニティセンター	<u>ホール</u>	<u>1,800</u>	<u>2,800</u>	<u>3,500</u>	<u>8,100</u>
	<u>第1会議室</u>	<u>400</u>	<u>600</u>	<u>700</u>	<u>1,700</u>
	<u>第2会議室</u>	<u>400</u>	<u>600</u>	<u>700</u>	<u>1,700</u>
	<u>和室（保育室）</u>	<u>300</u>	<u>400</u>	<u>400</u>	<u>1,100</u>
	<u>音楽室</u>	<u>700</u>	<u>900</u>	<u>1,100</u>	<u>2,700</u>
	<u>多目的室A</u>	<u>700</u>	<u>900</u>	<u>1,100</u>	<u>2,700</u>
	<u>多目的室B</u>	<u>700</u>	<u>900</u>	<u>1,100</u>	<u>2,700</u>
	<u>多目的室C</u>	<u>1,100</u>	<u>1,400</u>	<u>1,700</u>	<u>4,200</u>
	<u>美術工芸室</u>	<u>700</u>	<u>900</u>	<u>1,100</u>	<u>2,700</u>

町田市地域センター条例新旧対照表（改正後）

略	略	略	略	略	略
町田市木曾森	略	略	略	略	略
野コミュニティセンター	<u>第2会議室</u>	600	800	800	2,200
	<u>和室（保育室）</u>	600	800	800	2,200
	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略

備考 略

2 附属設備使用料

センターの名称	附属設備の名称	使用料
町田市忠生市民センター	グラウンド	半日につき 500円
町田市鶴川市民センター	ピアノ	全日につき 800円
町田市南市民センター		
町田市なるせ駅前市民センター		
町田市堺市民センター		
町田市小山市民センター		
町田市玉川学園コミュニティセンター		
町田市木曾山崎コミュニティセンター		
<u>町田市成瀬コミュニティセンター</u>		
町田市つくし野コミュニティセンター		
町田市木曾森野コミュニティセンター		
町田市三輪コミュニティセンター		

備考 略

町田市地域センター条例新旧対照表（改正前）

別表第2（第4条関係）

1 施設使用料

センターの名称	施設の名称	使用単位及び使用料（円）			
		午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後5時30分から午後10時まで）	全日（午前9時から午後10時まで）
町田市忠生市民センター	略	略	略	略	略
	<u>多目的室C</u>	800	1,100	1,300	3,200
	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
町田市南町田コミュニティセンター	会議室	700	900		
略	略	略	略	略	略
町田市木曾森野コミュニティセンター	略	略	略	略	略
	<u>第2会議室</u> <u>（保育室）</u>	600	800	800	2,200
	<u>和室</u>	600	800	800	2,200
	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略

備考 略

町田市地域センター条例新旧対照表（改正前）

2 附属設備使用料

センターの名称	附属設備の 名称	使用料
町田市忠生市民センター	グラウンド	半日につき 500円
町田市鶴川市民センター	ピアノ	全日につき 800円
町田市南市民センター		
町田市なるせ駅前市民センター		
町田市堺市民センター		
町田市小山市民センター		
町田市玉川学園コミュニティセンター		
町田市木曽山崎コミュニティセンター		
町田市つくし野コミュニティセンター		
町田市木曽森野コミュニティセンター		
町田市三輪コミュニティセンター		

備考 略